

## 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

### 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の状況

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	9.5 (25.0)	— (350.0)

備考 一表記は赤字額がない場合を表す。括弧内は村の早期健全化基準を示しています。

### 平成30年度決算に基づく資金不足比率の状況

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	54.8 (20.0)

備考 一表記は資金不足額がない場合を表す。

括弧内は村の経営健全化基準を示しています。

#### ○経営健全化基準以上となった要因

平成30年度は、水道事業会計の資金不足比率が54.8%となり、経営健全化基準以上となっています。

経営健全化基準以上となった要因として、①浄水場や配水池の整備、老朽管の布設替え等の事業が重なり、建設改良費や企業債の償還額が増額していたこと、②一般会計からの繰入金が基準額を下回っていたこと、③国庫補助事業以外の単独事業については起債を抑制してきたことがあげられ、これらが毎年度積み上がっていたことで資金不足比率が経営健全化基準を上回りました。

#### ○今後の対応

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、経営健全化基準(20.0%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ただし、前年度(平成29年度)の資金不足比率が経営健全化基準未満であり、令和元年度において一般会計から繰入を行うことによって資金不足が解消されることが確実であると判断したことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項の規定に基づき、経営健全化計画を定めないこととしました。

今後の水道事業の経営の健全化に向けては、一般会計から経営健全化に必要な額を繰り入れることとしています。また、事業計画については、重要性、緊急性を勘案しながら見直しを行い、適債経費については確実に起債を活用し経費の平準化を図るほか、維持管理経費など経費全般について総点検を行い、経費削減に努め経営の合理化を図ってまいります。

## 健全化判断比率等の推移について

### 健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	9.5	9.9	10.0	10.8
将来負担比率	—	16.1	17.3	24.7

### 資金不足比率の推移

(単位:%)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
水道事業会計	54.8	—	—	—